

フランスの人事評価制度における 評価の本人開示・不服申立制度

まず、控訴院長による暫定的な勤務評価が、司法官に対する仮の評価として本人に示される。これに対して不服のある司法官は8日の間に意見書を提出することができ、必要があれば控訴院長が評価を修正する。

次に、控訴院長による最終的な勤務評価について不服のある司法官は、15日の間に昇進委員会に対して異議を申し立てることができる。昇進委員会は、本人及び評価者の意見を聴取した後、理由を付した見解を表明し、その見解は当該司法官の個人ファイルに書き込まれる。

さらに不服がある場合、コンセイユ・デタ（行政裁判所の最上級審）に申し立てることができる。

1 評価の本人開示

- (1) まず、控訴院長は、暫定的な評価をし、その評価書が司法官に対する仮の評価の通知という形で本人に示される。そして、意見の提出期間経過後、控訴院長は最終的な勤務評価をし、その評価書が本人に示される。
- (2) 開示の範囲は、勤務評価書のほか、附属書類(自らの職務活動について記載した書面、裁判所の長が事前面談を行った結果の概要を記載した書面、対象者の職務状況を知っている他の司法官の所見を記載した書面)が本人に示される。
- (3) 開示は、勤務評価書、附属書類を本人に通知する方法による。
- (4) 勤務評価に対して本人が書面により意見を述べた場合には、その書面も個人ファイルに収められる。また、司法官の異議申立てに関して昇進委員会が表明した見解も個人ファイルに収められる。

2 不服申立制度

(1) 不服申立

① 控訴院長の暫定的な勤務評価に対して不服のある司法官は、8日以内に意見書を提出することができ、必要があれば控訴院長により修正がなされ、最終的な評価となる(司法官が特段の意見を表明しなければ、評価書はそのまま確定する。)

② 控訴院長による最終的な勤務評価について、これに不服のある司法官は、評価の通知があった日から15日以内に、昇進委員会に対して異議を申し立てることができる。昇進委員会は、本人の意見及び評価者の意見を聴取した後、理由を付した見解を表明し、その見解は当該司法官の個人ファイルに書き込まれる。ただし、その見解は、異議が申し立てられた勤務評価に取って代わるものではない。

(参考)昇進委員会

破棄院長が委員長となり、破棄院検事長の他、司法業務査察局長、司法業務担当局長、破棄院特等司法官2名(裁判官1名、検察官1名。破棄院所属の特等司法官 全員の互選により選出。)、控訴院長2名及び控訴院検事長2名(控訴院長全員及び控訴院検事長全員の互選により選出。)、全等級を代表する司法官10名からなる。同委員会は、主として昇進名簿等を作成する権限を有する。

(2) 行政訴訟

さらに不服がある場合、コンセイユ・デタ(行政裁判所の最上級審)に申し立てることができる。とされている。